

シンガポールでの特許審査実務

IPOS international
Patent Search and Examination
Consultant Patent Examiner

中元 淳二

抄録

筆者は2014年12月から現在までの約5年間シンガポール知的財産庁の特許審査実務の指導に携わってきました。本稿では、シンガポール特許制度と審査実務を中心に、特に特許制度の歴史や特許手続の特徴、特許審査官のキャリアパスや研修、品質管理や先行技術文献調査について紹介します。また、シンガポールでの職場生活やシンガポール人の日本に対する印象についても紹介し、本稿の最後に海外での審査実務指導に必要な能力について私の考えを整理してみました。

0.はじめに

シンガポールは東南アジア地域において、経済・金融の分野で成長が著しいグローバル都市として知られています。最近では知的財産の分野でシンガポールは大きな変化を見せていますが、その中で筆者は日本特許庁（JPO）での特許審査実務の経験を経て、2014年12月から現在まで約5年間、シンガポールにて特許審査の実務を指導する機会に恵まれました。今回、筆者の勤務経験について執筆依頼がありましたので、以下（1）日本の皆様にあまり知られていないシンガポールの特許制度の特徴と審査実務の実情、（2）シンガポールでの生活雑感、（3）海外での審査実務指導に必要な能力とは？の三点について思いついたことをまとめてみました。

なお、本稿は全て筆者の個人的な所見を示したものであり、筆者の所属する組織（IPOS International: IPOS Intl）及びシンガポール知的財産庁（Intellectual Property Office of Singapore: IPOS）の見解を代表するものではないことをご了承下さい。また、シンガポールでの特許手続及び審査

実務の記載については可能な限り正確性を期して執筆していますが、正確性を保証するものではないことをご容赦下さい。

また本稿では、煩雑を避けるため特に断りが無い限り「IPOS」とはIPOS及び傘下組織であるIPOS Intlを含むIPOSファミリーを意味し、また「IPOS Intlの特許審査担当者（Patent Examiner）」は、シンガポールでは民間企業職員であり公務員ではありませんが、便宜上「審査官」と呼ぶこととします。（IPOSとIPOS Intlの関係について知りたい方は先に「1.3.1 組織体制」をご参照下さい。）

1.シンガポール特許制度と審査実務

1.1 特許制度の歴史（再登録制度から審査外注を経て自前での審査へ）¹⁾

シンガポールの特許制度は英国の植民地下にあった1937年の英国特許法登録令（Registration of United Kingdom Patents Act）の制定に端を発します。当時シンガポールで特許権を得るためには、宗主国である英国で対応する特許が設定登録されてい

1) 本節は特にAlban Kang et al. (2009) A guide to patent law in Singapore (second edition), Thomson Reuters及びNg-Loy Wee Loon (2014) Law of intellectual property of Singapore, second edition, Thomson Reutersを参考にしました。

なければならず、当該登録を基にシンガポールの登録官 (Registrar) に出願書類を提出し、シンガポールにて設定登録 (再登録) する手続が必要でした。また、この手続では英国で実体審査がなされているものの、シンガポールは英国の審査結果を受け入れるだけで、実体審査はなされていませんでした。

その後太平洋戦争中に入り、1942年の日本軍によるシンガポール占領統治、1945年の英国による植民地支配の回復を経て1965年のシンガポール独立となりましたが、同登録令の制度は維持され続け、1977年の英国のヨーロッパ特許条約 (EPC) 及び特許協力条約 (PCT) の批准後は、EPC 及び PCT 出願について英国で国内段階を経て設定登録されたものについても、シンガポールにおいて再登録が可能となります。

その後1990年に WIPO 条約に加入したシンガポールは、英国の設定登録に依存しない独立した特許制度の構築を模索し、1994年に英国の特許法をモデルとした特許法 (Patents Act) を制定し²⁾、再登録制度を廃止して審査制度を導入します。(翌1995年には PCT、パリ条約及び TRIPS 協定に加入します。) また、自国で特許審査官を育成し実体審査を行う制度の導入を検討したところ、制度維持コストがシンガポールにとって大きな負担になるとの懸念や、特許のみに特化せず知財分野全般にわたって人材育成を優先するとの政策上の方針から、自国での特許審査官の育成を見送ります。その代わりに、対応する海外出願の実体審査が所定特許庁において既に完了している場合にはその審査結果を受け入れ (修正実体審査)³⁾、また外国特許庁の審査結果が利用できない案件については、委託先の外国特許庁に審査を委託する制度を立ち上げます (審査外注)⁴⁾。加えて、出願人が最終的に自己の特許出願の有効性に関してリスクを負い、審査結果は出願人及び第三者による有効性評価の参考資料に留めるべきとの趣

旨から、実体審査を経ればその審査結果如何に関わらず (すなわち審査官が拒絶査定を下したとしても) 出願人の請求により特許の設定登録を行う手続を採用します (自己評価システム)。

そして21世紀に入り、知的財産 (知財) が自国の更なる経済成長に重要であることを認識したシンガポールは、2001年に政府の一部門であった商標特許登録課を改組して新たに政府機関としての IPOS を設立し、その所掌事務を知財法全般へと拡大させます。また、日本やアメリカ、オーストラリア等と二国間の自由貿易協定 (FTA)・経済連携協定 (EPA) を締結し、主要国と比較して遜色無い程度まで知財保護レベルの引き上げを試みます。

更にアジアでの知財活動がより重視される時代になると考えたシンガポールは2013年に知財ハブマスタープラン (IP Hub Master Plan) を発表し、「アジアのグローバル知財ハブ」となることを目的とした三つの柱からなる今後10年で達成すべき政策目標を宣言します⁵⁾。そのうちの一つの柱の目標は「質の高い知財出願のハブ」であり、当該目標達成のため、同2013年に IPOS 内に特許審査部を設置し、自国で特許審査官を育成して実体審査を行う制度を新たに導入し⁶⁾、また審査官が出す特許査定を設定登録の要件とする手続に変更します (ポジティブグラントシステム)。更に、2015年に IPOS は東南アジアで初めて PCT の国際調査機関 (ISA)・国際予備審査機関 (IPEA) として指定され、国際調査報告 (ISR)・国際予備審査報告 (IPER) の作成を開始します。

その後2017年に発表された知財ハブマスタープランのアップデートでは、目標達成までの進捗状況を検証していくつかの政策変更が盛り込まれました⁷⁾。検証では特許審査についても触れられており、IPOS の審査官は JPO の国際協力に基づき提供された研修プログラム等を経て質の高い審査を遂行する能力

2) 同時に、英国の成文法やコモンローのシンガポールへの適用範囲を規定する法が制定され (Application of English Law Act)、シンガポールは英国とは異なる独自の成文法やコモンローを発展させることとなります。

3) 修正実体審査の詳細については後述の「1.2.1 審査請求ルートと審査期間」の外国ルートをご参照下さい。

4) 当初はオーストラリア特許庁、オーストリア特許庁、デンマーク特許庁が委託先の特許庁として指定されていましたが、後にオーストラリア特許庁が外され、新たにハンガリー特許庁が指定されました。

5) <https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/media-events-docs/press-releases/ip-hub-master-plan-report-2-apr-2013.pdf>

6) 審査外注は現時点では完全に廃止されていませんが大幅に縮小されており、現在のところほとんど実施されていません。

7) https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/about-ipos-doc/full-report_update-to-ip-hub-master-plan_final.pdf

を身に着け、シンガポールは国内の市場規模が小さいというデメリットを克服し知財関係者にとって魅力的な国となった旨が述べられています。

1.2 特許手続の特徴⁸⁾

1.2.1 審査請求ルートと審査期間

シンガポールの特許出願人は、シンガポール出願に対応する外国出願の所定特許庁⁹⁾又はISA/IPEAの審査結果に応じて、以下三つの審査請求方式(ルート)のいずれかを選択できます。

(外国ルート) 所定特許庁又はISA/IPEAにて請求項に係る発明が新規性・進歩性・産業上の利用可能性の三要件を満たしていると判断されており、シンガポール出願に当該請求項の構成要件を全て含む請求項が含まれている場合、審査官は当該三要件に関する判断は行わず、発明該当性、治療又は診断方法の発明¹⁰⁾、サポート要件や新規事項の要件等についてのみ判断します。いわゆる「修正実体審査」と呼ばれる手続ですが、国内特許の質を高めることを理由として2020年1月に当該ルートは閉鎖(廃止)される予定です¹¹⁾。

(混合ルート) 所定特許庁、IPOS又はISAが発行した先行技術文献の調査(サーチ)結果を示す書類が提出され、シンガポール出願の請求項に係る発明について当該書類を基にサーチが完了していると判断できる場合、審査官はサーチを原則行わず、提出された書類に示された先行技術文献を基に特許性を判断します。ただし、審査官は全ての案件でグローバルシエを照会し、提出書類の先行技術文献に問題があることを発見した場合には裁量で補充サーチ

を実施して、その結果発見した新たな先行技術文献を基に判断を行うこともあります。

(ローカルルート) 出願人は上記二つのルートに必要な書類が準備できない場合、または上記二つのルートによる審査を希望しない場合、当該ルートを選択することになります。審査官はサーチを行い、その結果を基に特許性の判断を行います¹²⁾。

また、審査請求料は外国ルートが無料で、混合ルートはローカルルートよりも安く設定されています¹³⁾。

シンガポールの出願は8割以上が外国からの出願であり、また対応する外国の出願は、JPOやアメリカ特許商標庁(USPTO)、欧州特許庁(EPO)を含む主要特許庁により既に審査着手されているか、または審査が完了しているものが多く存在します。このため、海外の出願人は海外での審査の進捗状況及び審査結果の良し悪しに応じてルートを選択することにより、シンガポールでの審査請求料に係るコストをコントロールすることが可能です¹⁴⁾。また、審査部は出願人にルートを選択してもらうことにより海外の主要特許庁で既に行われた審査に関する作業の重複を避けることが可能となります。

審査官は拒絶理由を発見した場合、見解書を出願人に送付し、また出願人は見解書受領の5か月以内に補正書・意見書を提出します。審査官は拒絶理由を発見しない場合、肯定的審査報告(日本の特許査定に相当します)を作成しますが、拒絶が解消されていない(unresolved objection)と判断した場合に否定的審査報告を作成します(日本の拒絶査定に相当します)。

審査官は否定的審査報告を送付しようとする際

8) 手続の概要はIPOSホームページのinfopack (https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/infopacks/patents-infopack_1-nov-2018.pdf) をご参照下さい。

9) 米国・カナダ・英国・オーストラリア・ニュージーランド・日本・韓国の各特許庁又は欧州特許庁が所定特許庁に指定されています。

10) シンガポールでは治療又は診断方法の発明は産業上の利用可能性を満たさないと特許を受けることができません。他庁の審査結果において産業上の利用可能性を満たしていると判断されていても、審査官は本要件については判断を行うことになっています。

11) <https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/circulars/circular-no-5---closure-of-supplementary-examination-route-as-of-1-january-2020.pdf>

12) ローカルルートではサーチ請求してサーチレポートのみの入手も可能です。IPOSに以前サーチ請求した場合は、混合ルートでの審査請求となります。なお、シンガポールで単に「審査」といった場合、サーチを含まず特許性の判断のことを意味することもあります。本稿では「審査」は原則としてサーチ及び特許性の判断の両方を含むものとします。

13) 正確には、調査及び審査請求料(ローカルルートの審査手数料)が1950シンガポールドル+20を超える請求項に対して請求項毎に40ドル、審査請求料(混合ルートの審査手数料)が1350シンガポールドル+20を超える請求項に対して請求項毎に40ドルとなっています。詳細につきましてはIPOSホームページ (<https://www.ipos.gov.sg/resources/patent>) をご参照下さい。

14) 例えば森山正浩(2018)「シンガポール改正特許法の実務について—調査及び審査報告の請求を中心に—」知財管理, Vol.68, No.6にて好ましいルート選択が検討されています。

は、出願人に対して再度意見書提出の機会を与えた場合を想定して最初の見解書の送付時点から意見書による応答期限の時点までが法定審査期間（18か月）を超えてしまうか否か¹⁵⁾、出願人に対して十分な反論の機会を与えたか否か、審査官の手続違背が無かったか否か、拒絶理由は妥当なものであったか否か等を検討しなくてはなりません。出願人は否定的審査報告に不服があった場合は審査レビュー（examination review）を請求することが可能であり、審査レビューでは当該審査報告を作成したのとは別の審査官¹⁶⁾が報告内容を精査し、処分が妥当であったか否かを判断します¹⁷⁾。

なお、シンガポールでは審査官のオフィスアクション（OA）は前述した法定審査期間（18か月）によって管理されているためOA回数に制限はありませんが、混合ルートや後述するPPH・ASPEC、グローバルDシエ等により他庁の審査結果を利用することでOA回数の削減を図っていること、審査官が十分な審査経験を積み判断が安定化しつつあること、更に後述する品質管理の徹底化を図っていること等から、2020年に外国ルートが閉鎖となっても平均的なOA回数はJPOを含む主要特許庁と比較して大差はないものと思われます。

1.2.2 PPH及びASPEC

シンガポールはグローバルPPHプログラムに参加している一方で、同時にASEAN各国（ミャンマーを除く）と一緒にASEAN特許審査協力（ASEAN Patent Examination Co-operation: ASPEC）プログラムにも参加しています¹⁸⁾。ASPECでは、第一庁の出願と同一内容の出願が第二庁になされた場合、第二庁は第一庁の審査結果を参照して早期に特許性の判断を下すことになっています。またASPECの

手続書面は全て英語ということで統一されています。ASPECはASEAN各国において迅速に出願を権利化したい場合であってPPHが利用できない場合に補完的に利用されているようです。

また、新たなASPECの取組として、フィンテック（情報技術を利用した金融サービス）やサイバーセキュリティ・ロボティクス等の第四次産業革命関連の出願について、ASPEC申請があった場合にファーストアクションを6か月以内とするASPEC-AIM（ASPEC Acceleration for Industry 4.0 Infrastructure and Manufacturing）と、IPOSが作成したISR/IPERを基にASPEC申請を可能とするPCT-ASPECが2019年から開始されました¹⁹⁾。

1.2.3 PCT

IPOSは英語PCT出願に加え、中国語PCT出願もISA/IPEAとして選択可能となっています。（中国語PCT出願の場合、ISR/IPERは中国語となります。）また、PCTの願書に先のシンガポール国内出願が記載されており、そのサーチ結果が国際調査に利用可能であると判断された場合は最大で調査手数料の75%（2,240シンガポールドル（2019年10月1日現在のレートで約174,200円）のうち1,680シンガポールドル（約130,650円））の返還があります²⁰⁾。

加えて、IPOSは補充国際調査機関（SISA）として補充国際調査報告（SISR）を発行しています。SISRは、例えばIPOS以外のISAが作成したISRを出願人が入手した場合で、特に中国語先行技術文献についてより踏み込んだサーチ結果を希望する場合に請求されることがあるようです。

また、審査部では出願人の中国語文献検索の根強いニーズに応えるため、通常の案件では英語キーワードの使用を必須とし審査官の裁量で中国語キー

15) 当該要件は外国ルートには適用されません。（外国ルートでは見解書に対し意見書・補正書の提出が1回のみ許されます。）

16) 現在は上席及び主席審査官のみが審査レビューを担当しています。（上席審査官・主席審査官については「1.3.2 審査官のキャリアパス」をご参照下さい。）

17) 特許無効についてはIPOSにて無効（revocation）を争うことが可能で、この場合は登録官であるIPOS長官が無効の判断をすることになっており、実際はIPOS長官に指名された法曹資格を有する実務者が登録官補となって対審にて当事者系手続で処理を行い、審査官はほとんど関与しません。ただし、revocationでは訴訟費用が高くつくことから、最近では審査官が特許無効を判断する再審査（re-examination）と呼ばれる査定系手続の導入が検討されています。

18) <https://www.aseanip.org/Services/ASEAN-Patent-Examination-Co-operation-ASPEC/What-is-ASPEC>

19) <https://www.ipos.gov.sg/protecting-your-ideas/patent/application-process/accelerated-programmes>

20) https://www.wipo.int/export/sites/www/pct/guide/en/gdvoll/annexes/annexd/ax_d_sg.pdf

ワードの利用可否を決めてサーチを実施しているところ²¹⁾、PCT出願のうちISR作成対象案件については英語・中国語の二か国語でのキーワードを用いたサーチを原則必須として、中国語文献のサーチ精度を向上させてISRの高品質化を図っています。加えて、中国語が不自由な出願人のために、中国語の文献をISRでX/Y文献として引用した場合、国際調査見解書において当該文献の引用箇所を審査官が英語に人手翻訳し、理由を分かりやすく丁寧に説明するよう努めています。

1.2.4 早期審査

シンガポールではデジタルエコノミー実現を目指した取組により情報通信分野の企業活動が活発化しており、早期に審査結果を提供するニーズが高まってきています。FTFT (Fintech FastTrack)²²⁾ 及びAI2 (Accelerated Initiative for AI)²³⁾ プログラムでは、フィンテック分野及び人工知能分野の案件に対して、出願人の早期審査の申請から査定まで6か月以内を目標に手続・審査の迅速化を図っています。

1.3 審査部の組織と各種施策

1.3.1 組織体制²⁴⁾

IPOSはシンガポール法務省 (Ministry of Law) の傘下の法定機関 (statutory board) であり、産業財産法・著作権法・種苗法等を含む知財法全般を所管しています。また、所掌事務は法で定められており (Intellectual Property Office of Singapore Act)、知財に関する普及啓発や人材育成に加え、各政府組織に対する知財に関する助言や研修が含まれています²⁵⁾。

IPOS Intlは IPOS 所有の有限責任会社 (Private

Limited Company: Pte Ltd) であり、各企業の知財及び無形資産 (Intangible assets) の活用支援を主なミッションとしています。当初はIPOSに特許審査部・企業支援部・研修部が設置されていましたが、2016年に行政組織のスリム化及び現場での意思決定の迅速化を理由としてこれらの部署が民営化され、IPOS傘下の民間会社となりました²⁶⁾。

IPOS及びIPOS Intlのオフィスの所在地は東部の都市開発が進むパヤレバ (Paya Lebar) の商用ビルで、チャンギ国際空港からタクシーで15分程度の場所にあります。



IPOSオフィスビル (オフィスは写真奥のビル10階と11階)

特許審査部 (Patent Search and Examination) は IPOS Intlの一部署であり、トップである審査部長 (Director) の下に五つの部門 (Division) とオペレーションチームから構成されています。第一部門から第四部門はそれぞれ医薬・バイオ、化学・材料、機械・工学一般、情報通信分野の審査官15~20名で構成され主に特許審査を担当しており、品質部門は審査官5名で構成され重要施策である品質管理・審

21) IPOS 審査官が利用する検索データベースには英語に機械翻訳された中国語文献データも入っており、英語キーワードを使っても中国語文献のサーチが可能です。

22) [https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/circulars/\(2018\)-circular-no-3---launch-of-fintech-fast-track-initiative.pdf](https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/circulars/(2018)-circular-no-3---launch-of-fintech-fast-track-initiative.pdf)

23) [https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/circulars/\(2019\)-circular-no-2---ai2-initiative_final.pdf](https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/circulars/(2019)-circular-no-2---ai2-initiative_final.pdf)

24) 本節ではIPOSとIPOS Intlとは別個の組織として説明します。

25) 本稿ではIPOS内の部署について説明を省略しますが、詳細を知りたい方はIPOSホームページ (<https://www.ipos.gov.sg/who-we-are/organisational-chart>) をご参照下さい。

26) 民営化当初はIP Value Lab (企業支援部)・IP Academy (研修部)・IPOS-I (特許審査部) と三つの会社でしたが、2019年にIPOS Intlに統合されました。

査基準に関する企画立案や、審査に関する事項の連絡調整を担当しています。また、オペレーションチームは審査以外の事務に関する連絡調整を担当しています。

またIPOS Intlには、他の部署として知財ストラテジスト (IP Strategist) として企業の知財活動の支援を行う知財戦略ソリューション部 (IP Strategy Solution) があり、5名の審査官が併任として在籍しているほか、知財関係の人材育成・研修を担当するIPアカデミー部 (IP Academy) があります。

ちなみに、現在の Alfred Yip 審査部長は2012年にIPOSに入庁しシンガポールの初代審査官として任命されたうちの一人です。過去に日本企業のシンガポール法人にて知財に関する業務経験があり日本の知財制度に対する造詣が深く、今年9月までASPECタスクフォースの座長を務め、現在はWIPOの特許法常設委員会 (Standing Committee of the Law of Patents: SCP) の副議長を務められています。



IPOS受付にて (左は Alfred Yip 審査部長、右は筆者)

1.3.2 審査官のキャリアパス

審査官は現在100名程度在籍しており、そのうち90%以上がシンガポール国立大学やナンヤン工科大学等の大学院にて博士号 (Ph. D.) を保有しています。また、大半の審査官がシンガポールの公的研究機関や企業で研究開発や知財に従事していた経歴を

有しており、中にはオーストラリア知財庁 (IP Australia) や中国の国家知識産権局 (CNIPA) にて勤務経験がある審査官もいます。民族構成は大半が中華系であり (中華系審査官は大抵英語と中国語の二か国語でのコミュニケーションが可能です)、国籍構成はシンガポール・中国・マレーシア・インドネシアと非常に多岐にわたります。

IPOSでは審査官となるためには理学か工学の博士号相当の資格が必要ですが、国籍要件はありませんので、日本人でもIPOSの審査官になることが可能です。現在は非定期的採用を実施しており、筆記試験及び面接を経て適格と認められれば准審査官 (Associate Examiner) として採用されます。その後特許実務の座学研修を約2か月間受講し、適任と認められれば入庁から約18か月で審査官に昇任します²⁷⁾。

その後は個人の業績や能力に応じて上席審査官 (Senior Examiner) に昇任し各部門内のグループリーダーとして各審査官の模範となり、更に主席審査官 (Principal Examiner) や首席審査官 (Chief Examiner) として各部門や審査部全体の実務を総括することになります。現在審査部には主席審査官が6名、上席審査官が10名在籍しています。(部全体を総括する首席審査官は現在空席ですが、将来の任命が予定されています。)

また、審査官はIPOS内の他の部署への併任・出向についての例はありますが、他の官庁や国際機



審査部の執務室内

27) 他庁での審査業務経験者は座学研修が免除され、短期間のOJTを経て審査官として昇任することが認められています。また、准審査官は最初のOJT段階では他の審査官の助言を得て審査書類の起案を完成させますが、入庁から約6か月で准審査官として公報に名前が掲載されると、単独で審査書類を起案する権限が与えられます。

関・裁判所等への出向の例は現在のところまだ無く、今後の審査官のキャリアパスの形成について継続的に検討が進められています。

1.3.3 品質管理²⁸⁾

審査の品質管理マネジメントでは主に品質管理 (Quality Control) 及び品質保証 (Quality Assurance) の二つのプロセスが実施されています。

品質管理によるチェックは国内出願・PCT出願とも全案件が対象となっていますが、国内出願は最終処分までに少なくとも一度は実施することになっています。まず審査官がサーチレポート・見解書の起案を完了させると、最初に同僚の審査官に起案書類を提出しチェックを受けます。同僚の審査官はバディ品質管理審査官 (Buddy QC examiner : BQC) として、主に方式面でミスが無いかチェックします²⁹⁾。BQCチェックが完了すると次に各部門の品質管理審査官 (QC examiner : QC) が実体面をチェックします³⁰⁾。QCチェックで起案に問題が無いと判断されれば出願人に対する送達手続に入ります。

一方で、品質保証チェックは審査中の国内出願で、既に出願人に見解書や審査報告を送達したものからオペレーションチームが無作為抽出で取得した案件が対象となります。対象となった案件は、品質部門に所属する品質保証審査官 (QA examiner) が担当審査官の着手前の状態から再度審査を行い³¹⁾、担当審査官と品質保証官との間の判断の乖離状況をチェックします。チェックされた内容は定期的に開催される品質保証委員会 (QA panel) にて全て報告され、著しい乖離が発見された場合で担当審査官の判断について明らかに瑕疵があると QA panel にて認定された場合、出願人に当該案件の審査処分の取消が通知されると同時に、各部門の主席審査官を通じて担当審査官に対する指導が実施され³²⁾、また軽微な瑕疵については指導のみが実施されます。また、品質保証委員会は各品質管理審査官の QC チェック

の判断基準を統一化する役割も担っています。

また、品質管理・品質保証プロセスでは全部で約50の項目についてチェックすることになっており、各項目は主に「有効性」(Validity) と「信頼性」(Reliability) の二つの観点により分類可能となっています。「有効性」は、審査官が適切なサーチ戦略を選択し、データベースを包括的に検索して (いわゆる日本での「コンプリートサーチ」に相当します)、特許法を適切に解釈・適用して拒絶理由等を出願人に分かりやすく説明できているか否かに着目しています。また「信頼性」については、審査官はサーチで利用した検索式や拒絶理由等に至る思考過程を内部メモ (Internal Votum) 等に記録し保存して審査部内で共有していますが、後日サーチの一貫性や拒絶理由等に至る考え方が審査基準に合致していることを客観的に検証可能な程度に審査官が十分な情報を記録し保存しているかどうかに着目しています。

最近では審査判断の均質性についてIPOS内で議論となりましたが、その対策として (1) 担当審査官は判断に迷うことがあればBQCや他の同僚審査官と積極的に議論し、(2) QCはチェック時に一方的に誤りを指摘するので無く、見解を明らかにして担当審査官が納得するまで議論し、(3) 各部門内の主席審査官はQCチェックの判断の統一化につとめ、また部門内の判断のばらつきについて事例を挙げて意見交換を実施し、(4) 品質保証委員会で部門横断的に統一的にQCチェックが行われるよう調整し、また(5) 場合に応じて品質保証上問題とされた案件について、品質保証審査官が各部門の主席審査官・担当審査官と三者協議することにより、審査官全員が一丸となって判断のばらつきの発生を防止する取組がなされています。

また、IPOSは特許審査に関してISO9001:2015を取得しており、適切な品質管理マネジメントが実施されているかをチェックするために定期的に内部及び外部監査を実施しています。また、主に出願

28) WIPO Regional Workshop on Patent Examination Quality Management 2018におけるIPOSの発表資料 (https://www.wipo.int/edocs/mdocs/mdocs/en/wipo_fit_ip_ty_18/wipo_fit_ip_ty_18_7.pdf) に品質管理の概要が公表されています。

29) 最近では国内出願の起案について方式面での問題があまり見られないため、国内出願のBQCチェックは任意に実施されています。

30) QCは各部門で3名程度の審査官が任命されています。

31) 現在サーチについては品質保証チェックを行っておらず、今後の実施を検討しています。

32) 最近では審査処分の取消通知となった案件はほとんどありません。

人・代理人からの意見を集約してカスタマーサーベイレポートを作成し、品質に関するユーザニーズの把握に努めています。

1.3.4 審査基準

特許要件の法令解釈に際し、IPOSにおける特許出願のための審査ガイドライン (Examination Guidelines for Patent Applications at IPOS³³⁾、以下「審査基準」と呼びます) は判断の予見性を高めるため有用な参考資料として用いられていますが、シンガポールの審査基準の経緯と位置付けについて以下簡単にご紹介します。

2013年までは前述のとおりシンガポールは審査を外注しており、委託先特許庁の審査について一定の基準を担保するために審査基準は存在していましたが、2014年に審査部の設立に対応して審査基準を全面的に刷新しました。現在は審査部の品質部門のメンバーが中心となって審査基準の定期的な見直しを行っており³⁴⁾、2016年にはコンピュータソフトウェア関連発明に関する発明該当性、2017年には医薬用途発明、2019年にはグレースピリオドと人工知能に関する発明該当性について改訂を行っています。

また、シンガポールの特許法の適用に関する基本的な考え方を以下説明します。シンガポールでは成文法である特許法に加え、裁判所の判例も法源となります。また、裁判所はコモンローの伝統から、シンガポールの判例に加えて英国のイングランド法の判例を説得的権威 (persuasive authority) として引用することが多いため、特許実務においてはイングランド法の判例についてもよく議論されます³⁵⁾。更に、イングランド法の判例はEPOの審決の影響を

受けたものがあるため、EPO審決は実務において考慮されることがあります³⁶⁾。

以上のことから、審査官はシンガポール特許法及び判例を基に、イングランド法の判例やEPO審決を考慮し特許要件の判断を行います。審査基準は判断を行う際の、法令解釈や法令と各判例の関係を深く理解するための参考資料となっています。加えて、審査部ではイングランド法の判例やEPO審決を参照しても実務的に明確ではない事項については、更に日本やアメリカを含めた主要特許庁の審査基準やPCTの調査・審査ガイドラインを参考にすることがあり、例えばプロダクトバイプロセスクレームやコンピュータソフトウェア関連発明の判断については、日本の審査基準及び審査ハンドブックを研究して運用の明確化を図っています³⁷⁾。また、審査部は出願人・代理人との面接についても積極的に実施していますが、日本の面接ガイドラインを主に参考にして運用の整備を図っています³⁸⁾。

以上の説明から明らかだと思われませんが、シンガポールと日本とはそもそもの法制度が違うため、当然ながら審査実務でも細部で様々な相違があります³⁹⁾。しかし、審査部では主要国の審査実務動向を注視しながら継続的に審査基準の見直しを進めており、国際調和を目指す日本の審査実務と大筋で調和する方向にあるといえます。

1.3.5 先行技術文献調査 (サーチ)

特許要件のうちの新規性・進歩性の要件を判断する際に、先行技術文献を漏れなく調査することは高品質の審査結果を得る上で重要ですが、目まぐるしく技術が変化する中で、各技術分野の審査官が高い

33) https://www.ipos.gov.sg/docs/default-source/resources-library/patents/guidelines-and-useful-information/examination-guidelines-for-patent-applications-at-ipos_2019-apr.pdf

34) 審査基準を担当する審査官チームは「Examination Standard Office (ESO)」と呼ばれていますが、これは日本特許庁の調整課審査基準室にちなんで名付けられたものです。

35) シンガポールの裁判所では英国特許法の代表的解説であるテレルの特許法 (Colin Birss (2016), Terrell on the law of patents eighteen edition, Thomson Reuters) が権威ある書物として引用されることがあります。

36) イングランド法の判例とEPOの審決の関係を調べる際には英国弁理士会のガイド (Paul G. Cole and Richard Davis for the chartered institute of patent attorneys (2016), CIPA guide to the patents acts eighth edition, Thomson Reuters) が実務的に便利なようです。

37) 運用の明確化をするためにはシンガポールの特許法の学説も調べておく必要があります。IPOS内では基本書として Sussanna H S Leong (2013), Intellectual property law of Singapore, Academy Publishing がよく参考にされているようです。

38) 面接は電話の会議機能を使った面接とIPOSでの面接の2種類があります。また、IPOSでは審査官席に電話は無く、出願人や代理人との連絡は主にメールで行います。

39) 紙面の関係上、本稿ではシンガポールと日本の審査基準の相違の詳細についてご紹介しませんが、堀洋樹 (2016) 「シンガポールの特許制度及び特許審査について」特技懇No.280に相違について分析が試みられています。

技術専門性を維持しながら、幅広い技術分野に対応してどう適切なサーチを行うかが審査部の重要課題となっています。

特にIPOSでは約100名という少人数の審査官で出願の全技術範囲をカバーしなければならず、JPOを含む大規模庁と比較して審査官一人当たりの担当分野が広い⁴⁰⁾ため、大規模庁とは異なるアプローチでの審査官のサーチ能力の維持向上が必要となります。

まず幅広い技術分野に対応するために、サーチは大規模庁でも利用されている標準的なデータベースを利用しています。具体的には、EPOが提供するEPOQUE.Netの他にOrbitを主な特許検索用のデータベースとして利用しています。また他にも特定技術分野向けのSTNやIEEEExplore、CNKI、PubChem、Deepdyveや、公衆向けのGoogle ScholarやGoogle Patents、Patentscope、Espacenet等も利用しています。

加えてサーチの品質の維持向上を目的として、サーチチーム協議(Search Team Discussion: STD)を実施しています。STDはファミリー出願のサーチ結果が出ていない国内出願をサーチする場合と、PCT出願にてISRを作成する場合に必須の協議であり、担当審査官はパディ品質管理審査官(BQC)を選択して所定の品質管理審査官(QC)とともに3人のサーチチームを構成し、サーチ前に協議を実施します。協議中、担当審査官は発明の特徴や、付与すべきIPC主副分類、サーチで必要とするCPC・FI・Fターム、利用予定の検索データベース、英語・中国語キーワード、検索式等について説明した後、BQC及びQCの意見を聞きサーチ戦略に反映することになっています。(STD後はQCチェックにおいて、STDでの議論が適切に反映されているかを基準としてサーチ品質のチェックが実施されます。)STDは担当審査官が未知の技術分野や中国語サーチ必須の案件を担当することになっても、当該技術に詳しい審査官や中国語サーチに優れている審査官がSTDに参加した場合に特に有効に機能するため、担当審査官が如何に同僚審査官のことをよく知ってBQCとして選択するかがキーポイントとなります。

以上のSTDの取組の他にも、品質管理部門のメン

バーが中心となって検索基準(Search Guidelines for Patent Applications at IPOS)を定め、全審査部門のサーチ手法の統一化・標準化に努めています。また、人工知能やフィンテック等の急速な技術変化や標準必須特許に対応するため、技術分野毎に数人の審査官でプロジェクトチームを結成し、サーチの際に知っておくべき基礎知識とサーチ事例をまとめた技術分野別のサーチハンドブック(機械学習、ブロックチェーン、無線通信、ビデオコーディック、STN(有機化合物、ポリマー等))を作成しています。加えて、最近では中国語の特許文献や学術論文の数が急激に増加し、中国語でのサーチの重要性が増していますが、審査部では優れた中国語サーチ能力を有する審査官を中心にプロジェクトを立ち上げ、中国語での特許検索や論文検索で特に注意すべき事項(中国語商用データベースの特徴や技術専門用語・類義語の調べ方、サーチ事例)をまとめた中国語サーチハンドブックを作成しました。以上の活動を通じて組織レベルでのサーチノウハウの共有化を図っています。

最近ではサーチ能力の更なる向上を図るため、審査部内で特許分類の勉強会を開き、またWIPOの特許分類に関する国際会議(IPCリビジョン作業部会)にIPOS審査官がオブザーバー参加するにより、IPCについての理解を深めています。現在シンガポールは国際分類に関する協定(ストラスブール協定)に加入していませんが、将来の加入を視野に継続的に取り組んでいく予定です。

1.3.6 審査官の研修

「1.3.2 審査官のキャリアパス」でも説明しましたが、審査官は入庁時に2か月の新人研修を受講することになっています。新人研修は主に特許法・審査基準に関する講義と、サーチや見解書作成等の実務演習から構成されており、大学教授や品質部門の審査官が講義を担当することになっています。審査部設立当初は新人審査官はJPOやEPOが提供するコースを直接受講していましたが、現在ではIPOSにて全て内製化された研修を受講しており、将来の新人研修はE-learningをメインとすることが計画されています。

40) 私の感覚では、大雑把にはIPOS一人の審査官でJPOでの一審査部の全審査室の技術分野を担当していると思われます。

審査官向けに特化した研修としては、年に何度か大学・公的機関・企業の関係者を講師として招き、技術セミナーを開催しています。(過去シンガポール国立大学(NUS)やシンガポール科学技術研究庁(A*STAR)の研究者が講師として多く参加していましたが、日本企業の関係者を講師に招いたこともあります。)

審査官が参加するIPOS全体向けの研修としては、知財知識テスト(IP Knowledge Test: IPKT)が実施されています。IPKTはIPOSの全職員に受験の義務が課されているオンラインテストで、最初に職員にテストに関する参考資料が配布され、職員は資料についてよく勉強した後にテストに挑むことになります。出題分野は特許法のみならず意匠・商標法の産業財産権法、著作権法・種苗法・地理的表示法等を含む知財法全般、シンガポールの知財政策、知財に関する国際的なフレームワークと条約、知財に関する審判と裁判・仲裁制度、政府及び民間における知財マネジメントと多岐にわたります。テスト終了後に庁内で最高得点を取得した職員は優秀者として発表され、また基準点以下の職員は再試験となります。

更に、最近の知財制度の進展に対応するためにIPOS内の研修を担当する部署であるIP Academyが主催する知財セミナーに参加する機会もあり、意欲のある審査官は、シンガポール社会科学大学(Singapore University of Social Sciences: SUSS)の大学院知財イノベーションマネジメントの修士課程⁴¹⁾に進学し、知財実務家から高度な実務知識を習得しています。

加えて、組織全体の結束力を高めるための研修についても適宜実施されています。例えば審査官を大量採用していた2012年から2015年までは、組織全体のビジョンの共有とチームの学習能力強化を目的として、マレーシアのジョホールバルにて合宿研修が開催されていました。また、審査部では年に一度、IPOS全体では二年に一度チームボンディング(社内運動会のようなもの)が開催されています。

1.3.7 国際活動

IPOSでは、2013年の審査部設立以来から継続的に主要特許庁から支援を受け入れており、JPOとは

今まで審査基準やPCTガイドラインに関する研修や短期・中長期の審査官派遣による審査案件協議、人材育成及び品質管理に関する意見交換等が実施されてきました。また、EPOやUSPTO、ドイツ特許庁(DPMA)、英国知財庁(UKIPO)からも支援を受け入れていますが、IPOSの多くの審査官はJPOの今までの支援活動が大変参考になったとの印象を持っており、JPOは世界トップクラスの特許庁としてこれからも制度や実務を見習っていくべきと認識されています。

一方、シンガポールではASEAN各国の特許審査協力にも力を入れており、審査実務の調和を図るため、毎年シンガポールにて開催されるASEAN特許審査官会合(Community of Practice: CoP)にてお互いの審査実務の最新の状況についてプレゼンテーションを発表し、またケーススタディ形式での議論を通じて審査官同士の信頼関係を深めています。過去のCoPでは審判制度や、医薬/生物・第四次産業革命(IoT及びAI)・グリーンエネルギーに関する審査について議論を行っています。

また、ASEAN内の二国間関係でも国際協力を進めており、例えばミャンマーにはIPOSから審査官を毎年短期間派遣し、現在知財庁の設立を進めている当局の関係者に対しシンガポールの特許実務を紹介するセミナーを開催しています。また、カンボジアに対しては、2016年からIPOSにて審査が完了し設定登録となった出願について、カンボジアでの対応出願を特許再登録(re-register)とする協力関係が成立しています。

加えて、審査官は出願人である外国企業のシンガポール法人の工場や研究所を見学を訪れ、また毎年シンガポールのマリーナベイサンズで開催される国際知財シンポジウム(IP Week)に参加して、日本企業を含む海外企業の知財関係者と意見交換し、海外の出願人のニーズの把握に努めています。

2. シンガポールでの生活雑感

2.1 シンガポールの気候と観光

シンガポールは北緯1度の赤道から約137km離れ

41) <https://www.suss.edu.sg/programmes/detail/master-of-ip-and-innovation-management-mipim-maj>

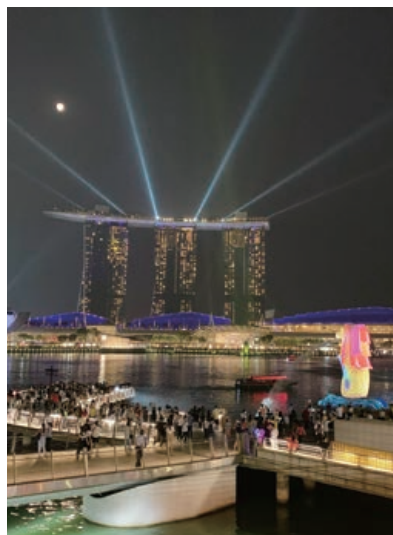
た場所で海に囲まれた地域に位置しており、一年を通じて平日昼間の気温が30度を越え湿度が高く、毎日がTシャツ一枚で過ごせる程度の常夏の国です。ほぼ赤道直下のため毎日の日の出と日の入りの時刻が一定であり、季節は日本のように四季は無く、主に雨季(11月-2月)と乾季(3月-10月)からなります。

雨季になると毎日どこかの時間帯にてにわか雨(スコール)が降ってきます。スコールといっても大抵1時間もすれば雨は止みますので、雨季の時期はあまり傘を持たないシンガポール人がビルの軒下でスマートフォンをいじりながら雨宿りしているのをよく見掛けるようになります。

乾季ではあまり雨は降らず蒸し暑いだけの毎日が続くのですが、まれに近隣国のインドネシアで行われる大規模な野焼きや山火事で発生した煙や排気ガスの微粒子が海を越えてシンガポールまで飛散し、煙霧(ヘイズ)が発生します。ヘイズが発生すると飛散した微粒子の影響で周辺の視界が極端に悪くなり、家の中にも焦げ臭い匂いが漂うようになります。ひどい場合は極力外出を避けなければならないため、憂鬱な時期となります⁴²⁾。

また、シンガポールの印象はといえば観光スポットだと思います。マーライオン公園やマリナーベイサンズ、シンガポール動物園(ナイトサファリ)、セントーサ島では日本から来た観光客の方々をよく見掛ける機会があります。私も日本人の方々からシンガポール観光について尋ねられることが多いのですが、観光は大きなイベントがあるときがお勧めだと思います。

最もシンガポール全土で盛り上がるのが建国記念パレード(National Day Parade: NDP)です。シンガポールでは8月9日の建国記念日に、シンガポール中心部のマリナーベイ近辺のメイン会場にて航空ショー、軍事パレード、歌や踊りのパフォーマンス及び花火ショーが繰り広げられます⁴³⁾。特に軍用ヘリコプター3機の巨大なシンガポール国旗を下げての旋回飛行や、マーライオンの傍に設置された水上



2019年中秋節のときのマリナーベイサンズとプロジェクションマッピングでカラフルな装いのマーライオン像

プラットフォームでの21発の礼砲発射、マリナーベイ周辺で打ち上げられる盛大な花火は圧巻の一言に尽きます。

また、他にも1月から2月の旧正月を祝うチンゲイ(Chingay)パレードも派手に盛り上がるイベントの一つで、様々な国や民族の衣装を着飾ったダンサーがライトアップされた山車と一緒に練り歩きます。また、毎年9月にはシンガポールF1グランプリが開催され、マーライオン公園を取り囲む公道にフェンスやライトアップ設備が取り付けられてレース専用の市街地コースとなり、世界中の多くのF1ファンがシンガポールに集まり盛り上がります。私個人の意見としては、お盆前となるNDPの時期が特に楽しめるのではと思います。

2.2 異文化社会での職場生活

次に職場での日常生活について紹介したいと思います。IPOSでは私以外に日本人の職員はおらず、全ての職員が日本人からすると外国人となります。そこで同僚の職員とコミュニケーションを図る場合、日本人の価値観で相手も同じことを考えているだろうと思って行動すると大抵通用しないことにな

42) 筆者が遭遇した最大のヘイズは2015年9月に発生したもので、3時間平均の大気汚染指数(PMI)が300を超え、国立環境局の基準でHazardous(危険)レベルでした。このときに用事があったところ、数メートル先が煙霧でよく見えず移動に大変な思いをしました。

43) ただしメイン会場に入るためのチケットはシンガポール国民のみ入手可能となっており、外国人はメイン会場の外からイベントを見ることがになります。

ります。また、「1.3.2 審査官のキャリアパス」でも説明しました通り、職員の国籍・民族の相違のため、習慣や価値観がそれぞれの職員で非常に異なりますので、同僚の職員と付き合うに当たってはどのようにお互いの違いを理解していくかが大切なこととなります。

まず職員同士で大きな違いが見られるのが食事です。同僚職員と昼食に行く場合は、大抵屋台（ホーカー）が集まるホーカーセンター、コーヒーショップやフードコート⁴⁴⁾に行くことが多いです。ホーカーは大別して中華系・マレー系・インド系に分かれています⁴⁵⁾。私の昼食に場合、例えば中華系に行く場合は、チキンライスやヨンタオフー（醸豆腐：店頭で豆腐や魚肉団子等の好きな具材を選んで茹でてもらい、茹で終わった具材を井に入れスープを入れてもらう料理）を選び、マレー系では、ナシチャンプル（Nasi Campul：店頭で最初にライスを頼み、その後作り置きされている肉料理や野菜料理を何種類か選んで皿に盛ってもらう料理）を選び、更にインド系では、ベジタブルカレーとビリヤニ（スパイス入りの炊き込みご飯）を選んで食べる人が多いです⁴⁶⁾。



ホーカーセンター

また、私の場合はどの系統のホーカーでの食事も問題無く、美味しく頂けるのですが、他の職員は私とは少し異なるところがあり、大体的場合は出身と同じ民族系ホーカーに行くことが多く、あまり他の民族系ホーカーに行きたがらない傾向があります。例えばあるインド系の職員はインド系ホーカーに頻りに昼食に行きますが中華系・マレー系にはほとんど行かず、またある中華系職員は中華系ホーカーでの昼食は問題無いようなのですが、マレー系やインド系には本当にたまにしか行きません。

また宗教上の問題により肉食制限がある職員もいます。例えば、私が知っている限りでは仏教の信仰の関係から牛肉がダメだという職員と、ムスリム（イスラム教徒）のためハラール認証されている肉のみ（豚肉はダメ）という職員と、とある仏教宗派の信仰の関係上ベジタリアンで肉が一切ダメだという職員がいます。

以上のようにそれぞれに異なった食文化事情があるため、職員同士と一緒に食事に行く場合、それぞれの民族系の嗜好や肉食制限を配慮して行くところを決める必要があります。

また、シンガポールでは祝日がそれぞれの民族や宗教に配慮して決められています。例年、祝日は建国記念日に加え、キリスト教のクリスマス、イスラム教のラマダン明け（ハリラヤプアサ）・聖地巡礼祭（ハリラヤハジ）、ヒンズー教の正月に相当するディーパバリ、中華圏の正月であるチャイニーズニューイヤー（旧正月／春節）、仏教の仏誕節（ベサックデー）に定められています。

日本では年末年始の正月に家族や親族と一緒に過ごす方が多いかと思いますが、シンガポールではそれぞれの職員で祝日の過ごし方が違います。例えば中華系職員の場合、チャイニーズニューイヤーに親族一同と一緒に実家に集まり、食事を楽しみながら

44) シンガポールでは非常に多くのホーカーセンター（Hawker Centres）、コーヒーショップ（Coffee Shops）、フードコート（Food Court）が存在します。それぞれセルフサービスの屋台（ホーカー）が集まっている場所ですが、ホーカーセンターは屋根だけがある建物に入っているためエアコン等の設備が無い施設で、コーヒーショップは居住者用マンションかアパートの1階に入っており屋台数は数店程度と小規模で、ドリンクの注文は「Kopi Kia」（コーヒーボーイ）と呼ばれる店員さんが席まで聞きに来てくれる施設であり、更にフードコートは商用ビルの屋内に席がありエアコン等の設備がある施設という点でそれぞれ異なるようです。なお、筆者はシンガポール人に当初「一緒に昼食にコーヒーショップへ行こう」と誘われ、そんなに昼食時にコーヒーが飲みたいのかと不思議に思ったことがあります。

45) 他にも日本食や西洋料理系のホーカーもありますが、あまり屋台の数は多くありません。

46) 日本からシンガポールに来られる方は食事にチリクラブを希望されることが多いようですが、現地ではチリクラブはお祝い等の記念日のご馳走と認識されており、IPOSの職員と一緒に食べに行ったことはほとんどありません。

親族全員に対してアンバオ (Ang Bao)⁴⁷⁾ と呼ばれるお年玉を配り、またマレー系職員はハリラヤプアサの前に夜市でお菓子を購入したり衣服を新調して、当日は「イードムバラク (Eid Mubarak)」(ラマダン明けを祝う言葉で、「明けましておめでとう」に相当します)をお互いに言い合いながら家で家族や親戚と一緒に過ごしているようです。

更に職員の間で違いがあるのは利用言語です。普段職場でのコミュニケーションでは英語を使うことになっており、異なる民族系の職員同士では英語のみの会話となります⁴⁸⁾。一方で、例えば中華系職員同士が協議を行う際は、中国語で議論しており、またマレー系職員同士ではマレー語を使って会話をしていることがあります。中華系職員同士で議論が白熱して中国語でお互いの主張を続けてしまうようなところに入る場合、英語に切り替えてもらうようお願いすることもあります⁴⁹⁾。

以上食事・祝日・言語に関する職員同士の違いを説明しましたが、このような違いから価値観の相違が発生し、例えば職員同士の会議でそれぞれが各人の主張を繰り返して、相互理解出来ずに時間を費やしてしまい、うまく相互の意見が集約できないこともあります(シンガポール人は一人だと決断が早かったりしますが)。シンガポールでは以上のような事情を理解して、各人に対して寛容に接していくと円滑なコミュニケーションに繋がっていくことが多いようです。

2.3 シンガポール人の日本に対する印象

私が日本に帰国すると、「シンガポールには日本食が無くて恋しくないですか?」と聞かれることがあります

ますが、現在シンガポールには日系スーパーやレストランが数多く進出しており、シンガポールでは普通に日本食で暮らしていただけます。(例えば私の朝食は毎朝納豆と味噌汁です。)一方で多くのシンガポール人が日本食を楽しんでおり、私の職場でも日本食ファンが多く特にラーメンは大人気のようです。

また、現在多くの日本企業がシンガポールに出店し特徴のある日本製品を販売しており、私の職場でも多くの同僚が日本製品に興味を示しています。例えば料理を趣味としている職員は「日本の〇〇ブランドの包丁はすごく切れが良い。」と話しており、またある職員は、デザインやコンセプトがユニークな雑貨を販売している日本企業がシンガポール内の新たな地域に開店を予定しているときに、早速ネットで情報をチェックして他の職員と情報共有したり、更にお酒が好きな別の職員からは「日本のウイスキーの〇〇を探したがシンガポールでは店頭販売されていないようなので買ってきて欲しい」との依頼をされたこともあります。以上の経験から、日本企業はシンガポールでは相当強いブランド力を持っていると感じています。

更に、同僚の職員のほとんどが日本に旅行に行った経験があり、その多くが少なくとも年に1回日本に旅行に訪れるリピーターです。私も国内旅行が好きで日本全国の津々浦々の観光地を回ることが多いのですが、複数の同僚から日本旅行の相談を受け、外国人にあまり知られていない地方の観光スポットを紹介したり、日本語でしかも電話予約のみの地方の旅館に、日本語が話せないシンガポール人の代理として宿泊を予約するために電話をしたことがありました⁵⁰⁾。

以上のようにシンガポール人の日本に対する印象

47) 中国本土出身者だとホンバオ (Hong Bao: 紅包) と発音するようですが、シンガポールの華人は中国語方言の一つである福建語を使うので、このように呼ぶ職員が多いようです。ちなみに、職員の間で出産祝いを集めることがあります、この場合も「アンバオ」と呼んでいるようです。

48) シンガポール出身の審査官は、福建語やマレー語が入った訛りの強い英語(いわゆる「シングリッシュ」)で会話をする場合があります。例えば、OKを強調するため語尾に「lah (ラ)」を付けて「Ok lah」と言ったり、何か出来る場合にはcanを多用して「Can, can」と言ったりします。なお、最近のシンガポール国民は小学校1年生から英語と母国語(中国語・マレー語・タミル語)の2か国語を正しく使えるように徹底的に教育されるとのことですので、シングリッシュを日常会話で使っていても読み書きがシングリッシュになるということはないようです。

49) 議論を英語に切り替えて欲しい場合はシングリッシュで「チャンネル5で話をして下さい」とよく言うようです。(シンガポールではTVのチャンネルは英語・中国語・マレー語・タミル語の放送があり、チャンネル5は英語放送として知られています。)

50) 日本旅行のリピーターとなったシンガポール人は、既に行ったことのある東京や大阪よりも、地方に行って新しい経験をしたい傾向にあるようです。

は好意的なものが多いですが、一方でシンガポールでは日本についての歴史問題があるため注意が必要となることもあります。過去シンガポールが太平洋戦争中に日本占領統治下にあった1942年に、日本軍がシンガポールの中華系住民を掃討作戦により殺害するシンガポール華僑粛清事件が発生しており、シンガポールの中心部にはその慰霊塔である日本占領時期死難人民記念碑が設立されています。(シンガポールの元首相のリー・クアンユーがこの事件に巻き込まれそうになったところ、身の危険を感じて難を逃れたのは現地では有名な話です。)また、シンガポールの華人の中にはこの殺害事件について許しがたく、十分に癒されていないと考えている人もおり、特に年配の中華系シンガポール人と話をすると話題に上ることもあります。

3. 海外での審査実務指導に必要な能力とは？

シンガポールでは限られた人材を最大限に生かすため、能力開発に熱心に取り組んでおり⁵¹⁾、審査官の間でも審査実務に必要なスキルセットやコンピテンシーについて日常的に議論が行われています。それに触発された訳では無いのですが、これまでIPOSで審査実務を教えてきた私の経験から、以下指導に重要と思われる能力要素を列挙してみました。今後海外での審査指導に興味がある方は参考にしてください。



審査官との協議

(1) 相手を理解し、また自分を理解してもらうことで信頼関係を構築する力

「2.2 異文化社会での職場生活」でも紹介しました通り、IPOSの審査官は民族の違い等からそれぞれ異なる価値観を持っており、更に審査実務に対する理解の程度についても理解能力や経験年数によって個人差があります。そこで相手のことを何も知らずに自分の知見を画一的に押し付けてしまうと、いくら教えている内容が正しくとも、大抵話が噛み合わなくなります。

そこで指導する際は、審査の処理方法を説明する以前に、まず第一に相手を理解するよう努めることが重要です。具体的には、例えば審査官が起案した見解書に問題を発見し指導を行う場合、まず審査官本人がなぜこのような考え方をしたのかを推測し、その後必要があれば審査官と対話を行って、その問題が知識不足にあるのか、それとも誤った知識や思い込みにあるのか、経験不足なのかを特定しておく必要があります。また、指導の初期の段階では誤りを直接指摘しても良いと思いますが、ある程度の段階になってからは質問を投げかけて何を修正すべきなのか気づいてもらい、審査官が自発的に問題を修正して実務に対する理解度を深めてもらうようなプロセスが必要です。

また、場合によっては相手の価値観や考えていることが良く分からず、指導してもあまり理解してもらえず、時間を要することもあります。このような場合には、一つのやり方としてお互いの文化的背景の違いを理解するための雑談を繰り返すことが有効な場合もあります。例えば、審査官とは協議前や昼食時によく雑談をしていたのですが、チャイニーズニューイヤーのパーティーの話をしていたときに、「東アジアでは中国、韓国、台湾はチャイニーズニューイヤーをお祝いするのに、なぜ日本だけはお祝いしないのか？」と尋ねられたことがありました。また、最近では日本で元号が平成から令和に変わりシンガポールでもニュースで良く報じられていましたが、ニュースを見た審査官から「日本ではなぜ中国の王朝時代で用いられていた元号制度を今でも維持しているのか？」と聞かれることもありました。質

51) シンガポールの学校や会社では徹底して「メリトクラシー (Meritocracy) : 実力主義、能力主義」を優先しており、成績が優秀な者や成果を上げた者は評価されますが、人種や民族の点で待遇に差をつけないのが普通です。

問の中には私が今まで考えたことも無く答えにくいものもありましたが、こういったやりとりを通じて相互理解が進み、信頼関係が構築されて指導に役立つことがあります。相手の価値観の理解を試みるとともに、自分の価値観を相手方に理解してもらうために日本の慣習や歴史、宗教を勉強しておき、またそれに対する自分の考えについて説明できるよう日頃から考えておく必要があると思います。

(2) 強みを伸ばして弱みを克服するようアドバイスする力

信頼関係の構築は非常に重要ですが、同時に相手の強み・弱みを分析・把握し、長所を伸ばしていくとともに短所を克服していくよう相手に働きかけていくことも重要です。例えばIPOSの審査官の全般的な強みは、各人の反応速度が非常に早く、また審査官同士で非常に円滑なコミュニケーションが取れている点です。ある一人の審査官に私が実務上注意すべき事項の話をする、特に何も他に指示されていないにも関わらず短時間のうちに私の話が審査官全体に共有されるようになってきていることが多いです。この長所をより生かすべく、私の方も審査官にアドバイスを求められたときにフィードバックをなるべく早くするよう努力してお互いのコミュニケーションのスピードを上げていき、適切な審査実務の方法が審査官全体に共用されるよう、複数の審査官に対していろいろ考えて動いてもらうようなアドバイスをして、審査官がより良い意思決定が出来るように努めています。

また、過去IPOSの審査官の弱みとして、各審査官の技術の担当範囲が非常に広範で、専門性を深めるのに困難を感じ技術知識に自信が持てなくなってしまう点にありました。例えば審査部が審査官を大量採用していた時期に技術分野のミスマッチが発生し、複数の審査官から頻繁に「自分はこの出願の技術分野の知識が乏しく、当業者レベルでの判断ができるかどうか自信が無いがどうしたら良いか?」との相談を多く持ち掛けられることがありました。私も協議対象となる技術分野の全部をカバーできるほどの技術知識は持ち合わせていなかったのですが、私自身も担当審査官が苦手としている技術分野を一緒に勉強しながら、「一体自分達は何が分かっているのか?」、「どの情報源にア

クセスすれば当業者レベルに至るまでの知識が得られるか?」等を審査官に問い掛けることによって、担当審査官の学習のモチベーション向上を図りました。加えて長所である審査官同士の円滑なコミュニケーションのネットワークを活用して、審査官同士の協議を促し、審査官が自発的に未知の技術分野を勉強して審査に自信を持ってもらうよう改善を試みました。現在では大半の審査官が未知の技術分野であっても積極的に審査にチャレンジしており、当該短所はほぼ克服したものと思われれます。

(3) 変化への対応力

シンガポールには世界各国から多くの企業が進出しておりグローバル市場動向の変化の影響が大きく、その変化に対応していくため、IPOSにおいても知財施策について素早い意思決定が重要と認識されています。また、自分から変化を求めていく姿勢も重要であり、審査部の職員は”Nothing is sacrosanct”(神聖不可侵なことは何も無い)、すなわち変わらないことは何もないとの認識での業務の遂行が要求されています。

私が審査官を指導する際も、自分に対する変化が求められる機会がありましたが、ときには変化に対して心理的抵抗が大きく困難に感じることもありました。一例を挙げれば、私の任期の初年度には、一般工学・機械・電気・情報通信分野の入庁1年目の准審査官15人に加え、同分野の入庁2-3年目の審査官10人の計25人の審査を指導していました。1対1の審査指導には自信がありましたが、全ての審査官を1対1で指導するには当然ながらあまりに時間が足りず、経験したことの無い全く異なる指導方法を模索していく必要がありました。全く異なるやり方を採用した場合、結果として失敗した例もありましたが、当初想像もしていなかった大成功の結果を得ることもありましたので、あまり自分の経験や成功体験に依存せずに変化を求めて挑戦していくことも重要だと思います。

(4) リーダーシップを促す力

審査官が主体性を発揮して審査業務を遂行することは当然重要なことで、そのために必要となるのがリーダーシップです。特に審査官各人が自分の得意分野を見極め、失敗を恐れずチャレンジし、成功体

● 験を積み重ねていくことで自信をつけてもらうことがとても大切です。そのために審査官には各人の目標を明確にもらい、その目標に達するよう努力を積み重ねてもらうとともに、他の審査官とも協調して組織全体の目標を達成し、個人と組織とが進化し続けていくよう各審査官がリーダーシップを発揮するための助言を心掛けています。

● 4. 終わりに

● IPOSにて特許審査部が設立されてから約7年が経過しましたが、この間シンガポールにおける一年間の国内特許出願件数は20パーセント余り増加しました。(2013年：9722件、2018年：11845件)、またシンガポールを第一庁とするASPEC申請審査件数も増加傾向にあり、加えてISAとしての業務についても、日本やアメリカの企業からのPCT出願が増え、ISR作成件数は年々増加しています(2015年：69件、2018年：658件)。以上の特許出願動向を見る限り、特許審査官の人材育成が着実に実施され、審査体制の整備の成果が出ているといえます。

● 最近のシンガポールでは次世代へのイノベーションを推進しており、スタートアップ企業への投資や、大学・公的研究機関と企業との共同研究や実証実験が増えてきているようです。また、ビジネス活動をサポートする環境の整備が進められており、それによってオープンイノベーションへの取組が様々な企

業により試みられています。日本の企業や研究機関の皆様には、シンガポールにおける特許審査制度を、今後様々な試みにより生み出された研究・開発成果を特許権利化する基盤として日本と同様の感覚で有効活用していただければと考えています。

また他のASEAN各国の特許審査制度も現在整備されつつあり、シンガポールはASEAN各国をリードして、ASPECを中心にASEANの特許審査実務の調和促進に取り組んでいくと思われませんが、そのためにIPOSとJPOとの協力関係がより深化することを願っています。

● 謝辞：

● 本稿の作成に際し、IPOS InternationalのAlfred Yip 審査部長にはアドバイスをいただき大変お世話になりました。また、特許庁で国際研修指導教官を担当されていた西村垂希子さんには的確な助言と激励をいただきました。この場を借りて感謝致します。

Profile

中元 淳二 (なかもと じゅんじ)

2001年特許庁入庁。審査第四部デジタル通信、伝送システムにて通信や移動体関連の特許審査に従事。2014年から現職。